

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄許可申請書

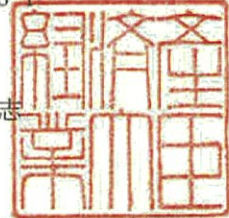
20210118産 第4号
令和3年2月2日

環境大臣 小泉 進次郎 殿

申請者

住所 東京都千代田区霞が関1-3-1

氏名 経済産業大臣 梶山 弘志



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第18条の8第1項の規定により、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△海底下廃棄実施計画に係る事項	海底下廃棄実施期間	海底下廃棄実施期間は、令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間。 (うち特定二酸化炭素ガスの圧入期間は、特定二酸化炭素ガスの圧入期間は、未定であり、圧入再開時は、当該許可の変更を申請する。)
	海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの特性	別紙-1のとおり。
	海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの数量	0トン。
	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域において当該海底下廃棄をする以前に海底下廃棄をされていると推定される特定二酸化炭素ガスの数量	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域において当該海底下廃棄をする以前に海底下廃棄をされている特定二酸化炭素ガスは、300,110トンと推定される。2016年4月6日～2019年11月22日にかけて萌別層に300,012トン、滝ノ上層に98トンを圧入した。
	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の位置及び範囲	別紙-1のとおり。
	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の方法	別紙-1のとおり。
	特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合に当該障害の拡大又は発生を防止するために講ずる措置	別紙-1のとおり。
△海底下廃棄監視計画に係る事項	懸念時監視の方法並びに実施時期及び頻度	別紙-2のとおり。
	異常時監視の方法並びに実施時期及び頻度	別紙-2のとおり。
	通常時監視の方法並びに実施時期及び頻度	別紙-2のとおり。



備考

- ※欄は記載しないこと。
- △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。